



2025年1月31日

会社名 株式会社 滋賀銀行
代表者名 取締役頭取 久保田 真也
(コード番号 8366 東証プライム市場)
問合せ先 総合企画部長 平沼 成明
(TEL. 077-521-2200)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2025年1月31日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元を通じて株主価値の向上を図るために、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	1,150,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.45%)
株式の取得価額の総額	4,000,000,000円(上限)
取得期間	2025年2月3日～2025年3月24日
取得方法	自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び東京証券取引所における市場買付を予定

(注) なお、市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合もある。

(ご参考)

2024年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 46,933,622株
自己株式数 6,156,459株

以上